

農業所得の計算方法が変わります

大東税務署
☎0854-43-2360
市民部税務課
☎0854-40-1034
平成18年分の申告（平成19年2月16日～3月15日までの申告）から、今まで農業所得申告時に使用してきた「農業所得標準」が廃止され、農業所得は「収支計算」により申告することになります。

収入金額 - 必要経費 = 農業所得

収支計算とは
収入金額から必要経費を差し引くことにより所得を算出する方法です。
肥料代、農薬代など収入を得るために要した費用を科目ごとに集計して差し引きます。

○その他農業所得に関連して得た収入：計算明細書、振込みのあつた預金通帳など必要経費に関するもの
○雇人費、小作料・賃借料及び作業委託費：請求書、領収証、振込通知書など
○利子割引料：金融機関等の返済表など
○租税公課：固定資産税の通知書、領収証など
○減価償却費：減価償却資産の購入契約書、領収証など
○その他の必要経費：肥料・農薬代などの支払金額が分かる領収証、農協の購買証明書など

農業所得を申告するためには次の書類などから計算することになります。

収入金額に関するもの
○農産物の販売金額のわかるもの：計算明細書、振込みのあつた預金通帳など
○事業用として消費した農産物（雇人費の現物支給など）の金額のわかるもの：領収証など
○自家消費した農産物の数量等：種類・数量を記したメモなど
○その他農業所得に関連して得た収入：計算明細書、振込みのあつた預金通帳など必要経費に関するもの

税務署からのお知らせ

大東税務署
☎0854-43-2360
市民部税務課
☎0854-40-1034
税を考える週間
国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

本年度は、「少子・高齢社会と税」をテーマとして少子・高齢化における税の意義や役割などについて考えてもらう情報を提供するとともに、税務行政のIT化への取組に対する理解を深めてもらう観点から、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を重点的に広報します。

税に関する絵はがきコンクール
第8回「税に関する絵はがきコンクール」の応募作品の展示会を11月11日（土）～12日（日）の2日間、サンチェリヴァで開催しますので、ぜひご覧ください。

e-Taxとは
e-Tax（国税電子申告・

収入・経費等の保管（記帳）
→
収入・経費等の集計
→
収支内訳書の作成
→
申告書の作成



日常生活用具の制度改正について

長寿障害福祉課
☎0854-40-1042
障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より障害者の日常生活用具の制度が変わります。
補装具制度と同じく、利用者負担の仕組みが原則1割負担に変わります。
給付対象品目について、一部変更がありますのでご注意ください。

平成18年10月から	平成18年9月まで	対象種目
日常生活用具	補装具	点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本杖のみ）・収尿器・ストマ用装具
補装具	日常生活用具	重度障害者用意思伝達装置

利用者負担
平成18年9月まで
所得に応じた負担

平成18年10月から
原則1割負担
（ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定される）
対象種目の一部変更

税を考える週間（11月11日～17日）
●国民健康保険料（8期分）
納期限は11月30日（木）まで

納税システムは、国税に関する手続きを自宅やオフィスからインターネット等を利用して、電子的に行えるシステムです。
e-Taxについて詳しくは、大東税務署☎0854-43-2360へお問い合わせいただくか、国税庁のホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。



幼稚園開放のお知らせ

雲南市教育委員会
☎0854-40-1072
雲南市内の幼稚園（16園）では、次のとおり園開放を行います。
ご希望の方は、保護者同伴でお越しください。

期間 11月13日（月）～11月17日（金）
期間内のいずれかの日 9時～10時30分

対象 平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれまでの幼児
開放日が異なりますので、各園へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】（局番はいずれも0854です）

大東幼稚園	43-2710	西幼稚園	43-6005
佐世幼稚園	43-2817	阿用幼稚園	43-2199
久野幼稚園	47-0163	海潮幼稚園	43-2298
加茂幼児園	49-6761	木次幼稚園	42-2173
斐伊幼稚園	42-2130	寺領幼稚園	42-0870
西日登幼稚園	42-0875	温泉幼稚園	48-0011
三刀屋幼稚園	45-2168	飯石幼稚園	45-2751
鍋山幼稚園	45-3762	中野幼稚園	45-2451

ジフテリア・破傷風第2期予防接種はお済みでしょうか？

健康推進課
☎0854-40-1045
小学校6年生全員を対象にジフテリア・破傷風第2期



予防接種（1人1回接種）を行っています。
すでに6月に通知していましたが、予防接種はお済みでしょうか。
まだ接種をしていない方で接種を希望される方は、以下のとおり期間を延期しますので、この機会に接種されることをお勧めします。

●接種時期
平成18年11月30日まで

●申請方法
接種を受けるためには市へ申請が必要です。
希望される方は健康推進課または健康福祉センターへお問い合わせください。

※以前「三種混合2期（ジフテリア・破傷風）予防接種」としていましたが、紛らわしい表現のため「ジフテリア・破傷風第2期予防接種」と変更して表記しています。
※法改正に伴い母子健康手帳等の「ジフテリア・破傷風第3期」が「第2期」と表記が変更になっていますので、ご注意ください。

広告欄

広告欄